

メゾン・エ・オブジェ（2023年1月展）及び イタリア・ミラノ商談会・テストマーケティング 募集要領

○募集目的

和歌山県では、県内企業の自社製品の販路開拓のため、国際見本市（メゾン・エ・オブジェ 2023年1月展）へ出展します。また、見本市後、イタリア・ミラノにおいて海外バイヤー等を対象とした商談会及びテストマーケティングを行います。

○メゾン・エ・オブジェ展とは

欧州最大級のインテリア・デザイン見本市。出品物は、キッチンウェア、テーブルウェア、ギフト雑貨、ファッション雑貨、家具、照明、内装材など多岐にわたります。フランスのみならず世界中のバイヤー、デザイナー、メディアなどが来場し、来場者数は毎年8万人ほど（2020年1月展）。世界最高峰のインテリアとデザインのトレードショーとして世界中の最新トレンド情報が発信されることから、インテリア界のパリコレと呼ばれています（2022年3月展の来場者は51,000人。2022年は新型コロナウイルスの影響から3月に実施）。

○イタリア・ミラノについて

イタリア・ミラノ市はインテリア業界の新たなデザイン・トレンドの発信地と言われています。機能性やデザイン性が重要視され、メゾン・エ・オブジェとは異なる視点での評価が期待できます。

1 概要

【メゾン・エ・オブジェ集団出展】

- ・ 開催日（予定）：2023年1月下旬（木曜～火曜日） 5日間
- ・ 開催場所：ノールヴィルパント見本市会場（フランス・パリ）
- ・ 主催者：SAFI
- ・ 主催者ウェブサイト：<https://www.maison-objet.com/>

【イタリア・ミラノ商談会・テストマーケティング】

- ・ 開催日（予定）：2023年1月下旬（見本市終了後2日後）1日間（※1）
- ・ 開催場所：イタリア・ミラノ市内

※1 テストマーケティングは出品物に対する感想や意見などを調査し、その結果を

各事業者に報告するものです。また、商談会の開催は1日間ですが、テストマーケティングは県が委託する事業者が、商談会実施後、2週間を目安に実施する予定です。テストマーケティング期間中の現地対応は不要です。

2 募集概要

1. 募集定員 8社程度

① イタリア・ミラノにおける商談会・テストマーケティングに参加せず、メゾン・エ・オブジェ集団出展のみ参加することも可能です（メゾン・エ・オブジェの出展は必須）。

② 応募者多数の場合は、和歌山県が定員を調整（※1）します。

※1 出展回数、応募者の輸出に取り組む姿勢（目的・出品に向けた取組み）過去のルール遵守の状況、自己都合によるキャンセル状況などを考慮し、判断します。

2. 出展負担金 30万円（詳細は下記項目5、6を参照ください。）

3. 提出書類 **【申し込み締め切り：5月25日 水曜日】**

参加希望者は、参加申込書に必須事項を記入の上、下記提出書類一式を下記提出先まで持参又は郵送でご提出ください。

① 参加申込書

② 企業概要及び出品物のわかるもの（自社パンフレット等）

③ 県税に未納がないことが証明できる書類

3 出展の要件

1. 和歌山県内に本社、営業所、工場等事業所がある事業者・団体で、服飾・雑貨・家庭用品・漆器等の分野で欧州市場に対し、自社製品（※1）の販路開拓に取り組んでいるもの。

[※1 自社製品について]

- 企画・製造業（ブランドホルダー）による直接参加であること（代理店による参加は対象外）。展示する商品についても、自社による企画・製造を行った商品が対象となります。
- なお、自社で企画し、他社が製造する商品である場合は、企画したことを証する書類（企画書等）を提出していただきます。また、他社で製造された製品を専属的に販売する企業（卸売業等）の場合は、専属的に販売することができることを証する書類（契約書等）を提出していただきます。

2. 出品物が 欧州で販売可能な製品であること。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること。

5. 外国語での商談用資料（自社パンフレットや商品カタログ等(電子版も可)のPRツール、企業・商品情報、ラインシート等）を揃えていること。ラインシート等の商談資料については、和歌山県が委託する事業者と相談し作成することが可能ですが、価格や方針などについては明確にしておいてください。
6. 県税に未納がないこと。
7. 会期中・後のアンケート及び成果調査に協力すること。
8. 10月～12月頃に欧州を中心とした企業とのオンライン商談会を予定しています。出展希望者は商談会にも原則参加していただきます。
9. 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体ではないこと。

4 募集から実施の流れ 【現時点の予定です】

1. 選考および結果通知（5月下旬）
2. 応募情報等を参考に、出品する事業者を決定します。選考結果は申込書に記載のメールアドレス宛てにお知らせします。
3. 出展準備（7月下旬～出展まで）
出品物、展示方法、展示内容、輸送方法、スケジュール、目標、商談資料などについて委託事業者と協議。見本市に沿う製品の改良を行います。
委託事業者等とともに欧州への輸出へ向けた戦略などを確認します。
4. 商品輸送（12月頃）
5. 会期中（2023年1月下旬）
アンケートやヒアリングにご協力いただきます。
6. 会期後（2023年2月～3月）
委託事業者からのアンケートにご協力いただきます。
また、和歌山県によるフォローアップアンケートにもご協力ください。アンケートは2023年2月、6月に予定しています。
7. 負担金支払い（2023年3月中）
出品申込者名と異なる名義での請求書の発行が必要な場合は、事前にお申し出ください。

5 出展負担に含まれる経費

出展に係る負担金 30万円

1. 下記共通経費の一部を負担頂くものです。なお、ミラノ商談会・テストマーケティングに出展されない場合も負担金額は変わりません。
2. 共通経費：出品スペース、統一デザインによる設営・装飾、通訳費、展示品輸送費（※1）、来場者向け広報資料、バイヤー向け案内など

[※1 輸送費について]

- 輸送費について、輸送品が下記のサイズを超えるもの、また、特別な輸送措置（割れ物など）により割増経費が発生するものは、別途輸送費用を負担いただきます。

【段ボール箱 輸送サイズ】

- 3辺合計（タテ、ヨコ、奥行）3M以内
（ただし、一辺の長さは80cm以内）
 - 重量（梱包を含む）5kgまで
 - 2箱程度に収まるように調整してください。
- 出展費用に含まれるのは海外輸送費のみです。往復の国内輸送費については、各自負担していただきます。
 - 出品物が輸送途上の事故により代替物を再送付する必要があり、その経費が保険により補償されない場合は、再送付に係る経費を負担いただきます。

6 出展者負担

「5 出展負担に含まれる経費」以外の経費

例：旅費、出品者が独自に必要とする備品等の設置・借上・撤去等に要する費用、各出品者独自のPRツール、出品物及び出品者所有物に係る盗難保険料、海外旅行保険及び賠償責任保険、追加費用が発生する場合の輸送費 など

各種補助金を活用し出展することは可能です。ただし、補助金提供先の補助要綱などに反することがないようにご注意ください。

7 キャンセル規程

1. 自己都合で出品をキャンセルされる場合は、書面にて和歌山県企業振興課にお知らせ下さい。展示PRツール完成後や輸送後など、既に出展に係る費用が発生している場合は、負担金をお支払いしていただく可能性がありますので、ご了承ください。
2. 天災、感染症への罹患、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、和歌山県企業振興課にご相談ください。

8 留意事項

1. 「メゾン・エ・オブジェ」は、インテリア界のパリコレとも称される華やかさとト

- レンド発信力を備えた見本市です。出展にあたっては主催者側の審査があるため、審査結果によっては、お申し込んでも出展していただけない可能性があります。
2. メゾン・エ・オブジェ集団出展及びイタリア・ミラノにおける商談会・テストマーケティングの開催については、応募企業が定数に達しない場合、開催しない可能性があること、予めご了承ください。
 3. 見本市及び商談会中は、少なくとも1名は必ず現地対応をお願いします。ただし、ミラノにおけるテストマーケティングのアテンドは不要です。
 4. 見本市及び商談会・テストマーケティングに係るブース全体の統一性を保つため、出展商品・展示方法については、和歌山県が本事業を委託する事業者からのヒアリングにご協力頂く必要があります。また、出展商品・展示方法・出展位置等に関しては、必ずしもご希望に沿えない可能性があることをご了承ください。
 5. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
 6. 展示品は法令に照らして適法に輸送してください。違反した場合には、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。また、提出が必要な書類がある場合は、すみやかに提出してください。
 7. パッキングリストと実際の梱包内容に相違や表記のミス等の不備及び故意の誤記により生じた損害については、和歌山県はその責任を一切負いません。
 8. 見本市及び商談会・テストマーケティングは、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止・延期・オンラインへの変更の可能性がありますので、予めご了承ください。
 9. 出品者は、感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者を本見本市・商談会に来場させないでください。万一、感染症の疑いのある者又はこれらの者との濃厚接触者が来場したことが判明した場合には、直ちに和歌山県企業振興課及び関係各機関に報告し、その指示に従ってください。これらの対策にあたっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。
 10. 本案内に定めのない事項は、和歌山県がその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
 11. ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用します。また、本事業を委託する事業者に対し、情報を提供することがあります。さらに、本事業に関するプレスリリース、和歌山県ホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合があります。予めご了承ください。
 12. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、和歌山県、に帰属します。本コンテンツの使用を希望する場合、和歌山県に相談してください。

13. 和歌山県は、本事業の成果（各出展者に関する成果を含む。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。各出展者は、これを承諾し、これに関して何らの人格権も行使しないものとします。
14. 本案内の記載に反する行為があった場合や 申し込み内容に虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後和歌山県が実施する事業の選考において不利となることがあります。
15. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合やアンケート等へご協力いただけない場合には、今後和歌山県が実施する事業の選考において不利となることがあります。
16. 申し込みの記載内容に変更が生じた場合、すみやかに和歌山県企業振興課にお知らせください。なお、申し込み締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
17. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
18. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
19. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、和歌山地方裁判所又は和歌山簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

9 免責規程

1. 和歌山県は、以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、出展者の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、出展者が不利益等を被る事態が生じたとしても、和歌山県は一切の責任を負わないものとします。
 - ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - ② 出展者が和歌山県の指示、条件又は和歌山県との合意事項に違反したとき。
 - ③ 出展者の PC 等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき。
 - ④ 出展者が反社会的勢力に実質的に関与していることが判明した場合。
 - ⑤ 出展者が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - ⑥ 前各号に定める他、和歌山県が相当と判断したとき。
2. 会期中及びその前後に、感染症への罹患、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、和歌山県は出展者に対し一切の責任を負わないものとします。

10 申し込み・問い合わせ

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 企業振興課 担当 山川・西田
TEL 073-441-2758 FAX 073-424-1199